

(6) 地理的近接性に基づく領域権原取得の可能性

中野 徹也

はじめに

韓国は、竹島＝獨島に対して、次のような立場をとっている。

「獨島は歴史的にも、地理的にも、国際法的にも明白な大韓民国固有の領土です。獨島をめぐる領有権紛争は存在せず、獨島は外交交渉及び司法的解決の対象になり得ません。¹」

そして、「地理的に」、「明白な大韓民国固有の領土」なのは、次のような理由によるとされる。

「獨島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました。獨島から最も近い韓国の鬱陵島（獨島から 87.4km）では、天気の良い日には肉眼で獨島を眺めることができます。こうした地理的な特性から、獨島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきました。こうした事実は、韓国の古文献でも確認できます。例えば、朝鮮王朝初期に官撰された『世宗実録』「地理志」（1454 年）には、「于山（獨島）・武陵（鬱陵島）…二つの島は互いにそれほど離れておらず、天気の良い日には眺めることができる」と記されています。特に、鬱陵島の周辺には多くの付属島嶼がありますが、天気の良い日に肉眼で見ることができるのは獨島だけです。²」

このように、韓国は、「獨島から最も近い韓国の鬱陵島」から「天気の良い日には肉眼で獨島を眺めることができ」という「地理的な特性から」、獨島は地理的かつ歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきた、と主張している³。

こうした自国領域からの「近接性」により、周辺領域の権原を取得するという説は、これまでもいくつか主張されてきた。特に、先駆して植民地を獲得した欧米列強は、「僅かな実績をもって広大な地域に対する領土権を主張して、後来の諸国を排除」するため、種々の「地理的理論」を唱えた⁴。たとえば、大陸の沿岸に近接する島が領海外にあっても、当然その沿岸を領有する国に属するという狭義の近接性（proximity）の理論、先占により権原を取得した地域の隣接部分についても権原を取得するという隣接性（contiguity）の理論⁵、さらに、ある島に対する領域権原を有する国は、その島の従属物とみなされる小島に対する領域権原も取得するという従属物の理論（dependency）⁶などである。いずれも、自国領域からの「近さ」を領域権原

¹ 韓国外交部『韓国の美しい島、獨島』4 頁、available at <http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>

² 同上、5-6 頁。

³ 周知のように、「于山」が今日の竹島であるかは議論のあるところであるが、紙幅の関係上、本稿では触れることができないことをお断りしておく。

⁴ 太寿堂鼎「国際先占原則の成立と展開」『領土帰属の国際法』（1998 年）56 頁。

⁵ 同上。

⁶ 小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法（第 2 版）』（2010 年、有斐閣）245-246 頁（柳原正治執筆担当）。「国家領域との地理的近接性（proximity）または自然的延長をなす従属関係など、隣接性（contiguity）の事実をもって無主地に対する有効な領域権原の取得をみとめる、という主張」と説明されることもある。山本草二『国際法〔新版〕』（1994 年、有斐閣）288 頁。See also. Sir Robert Jennings & Sir Arthur Watts, *Oppenheim's International Law*, Vol. 1: Peace Part 2 to 4, 9th ed., 1996, p.

の根拠とする理論であり、本稿は、これらを総称して「近接性」の理論という。

かかる理論は、「関係地域の特別事情に応じて柔軟に実効的先占の要件を緩和しようとするだけでなく、『実効性と占有意思にかかわらず『従物は主物（国家領域）に従う』ものとして、自然的事実に基づく領域権原の原始取得を公認すべきだ、という⁷⁾」説とされる。

それでは、国際法上、このような理論にもとづき領域権原が確立する可能性は認められているのだろうか。紙幅の関係上、以下、主な国際裁判例に照らして検証してみることにしよう。なお、文末に、各事件において係争対象となった地域を示す地図で入手できたものを添付した。あわせて参照されたい。

① 国際裁判例

a. パルマス島事件（1928年）】

パルマス島は、ミンダナオ島の Cape San Augustin から南東に約 50 マイル（約 80 キロメートル、約 43 カイリ）、北緯 5 度 35 分、東経 126 度 36 分に位置する。この島の帰属をめぐる、アメリカとオランダとの間で紛争が生じた。1925 年、両当事国は、この紛争を常設仲裁裁判所に付託し、単独仲裁人で構成される仲裁廷が設置された⁸⁾。

本件で、アメリカは、隣接性の原則により、地理的にフィリピン群島の一部であるパルマス島は、フィリピンに対する主権を有する国すなわちアメリカに帰属する、と主張した⁹⁾。

これに対し、単独仲裁人は、次のように述べた。

「国家の領域が（直近の大陸または一定規模の島を含む）一体の地盤（the *terra firma*）¹⁰⁾を形成しているということだけで、領水の外側にある島嶼が、その国家に帰属するという趣旨の実定国際法規則の存在を立証することはできない。このような国際法規則を確立するに足る先例が多数あるわけではなく、正確に関連する先例もない。また、原則だと主張されているが、同一国の政府でさえ、時と場合に応じて、その妥当性について矛盾する見解を主張するほど、それ自体、不明確で争いのあるところである。

当事国間の合意により、または、必ずしも法に基づかない決定により、他方の国ではなく一方の国に島嶼を割り当てるかどうかという問題のとき、隣接性の原則をこの島嶼に関して適用することが不適切でなくなる可能性はある。しかし、特定の国に主権が存在するとの推定を法により（*ipso jure*）設定する規則として、この原則を適用すれば、領域主権および他の国をある地域から排除する権利とそこで国の活動を表明する義務との必然的な関係について言われてきたことと矛盾することになる。この隣接性の原則は、領域主権の問題を決定する法的手段としても認められない。総じて正確性に欠けており、適用すれば、恣意的な結果になるからである。特に、単一の大陸にはそれほど近くないが、大きな群島の一部を形成し、そのさまざまな部分の間の厳密な境界が必ずしも明らかでない島の場合には、そうなるだろう¹¹⁾」。

690.

⁷⁾ 山本『前掲書』（注 6）。

⁸⁾ *Island of Palmas Case (Netherlands/United States of America)*, Award of 4 April 1928, RIAA, Vol. II (1949), pp. 831-832.

⁹⁾ *Ibid.*, p. 837.

¹⁰⁾ 山本『前掲書』（注 6）290 頁。

単独仲裁人は、隣接性の原則について、このような評価を下しながらも、領域主権の行使には、時間的な間隙、中断および空間的な途切れ (gaps, intermittence in time and discontinuity in space) が必ずあり、特に、一部無人または一部が制圧されていない植民地領域の場合、この現象が顕著になる可能性があるという。したがって、ある国が、このような領域の部分に関して、主権の表明を証明できないからといって、直ちに、その部分に対して当該国の主権が存在しないことも証明されたと解釈することはできない。特定の事情に応じて、個々の事例を評価しなければならない。

もっとも、単独仲裁人によれば、たとえ領域の隣接性が、国境が自然に形成されるのと同時に発生していたとしても、連続性よりも主権の表明行為を重視しているように思われる国際仲裁裁判例が存在する。島嶼郡の場合、ある郡が、一定の事情の下で、法的に一団 (a unit) とみなされることはありうるのであって、また、主たる部分の運命が残りの部分に作用する可能性もある。しかし、このような場所について、当初から、占有行為を領域のすべての部分に及ぼすことはほぼ不可能である。それゆえ、かかる占有行為と、領域全体を通して行われているとの印象を与えなければならない継続的かつ長期にわたる表明としての主権の表明とは区別されなければならない。

パルマス島は、やや隔離した島なので、明確に境界が画定され、他の領域と区別できる (individualised) ところである。さらに、常に居住者がおり、住民が占有していた島であって、長期にわたり、行政行為を欠くことが不可能だったところでもある。両当事国が断言しているように、パルマス島と近隣地域との間には、ボートおよび現住民の船による通信がある。このような場合に公的な行政行為を示すことができなければ、現実に主権が表明されていたとは想定しがたくなる。たとえ、もっぱら原住民が居住していた小島のような狭い範囲内に、主権が限定されていたとみなされるとしても、そうである¹²。したがって、アメリカは、隣接性という権原を、領域主権の基盤と理解しているが、本件では国際法上の根拠を何ら有さない、との結論にいたっている¹³。

こうして、本判決は、原則として隣接性は権原にならないとしているが¹⁴、隣接性にもとづき領域権原の存否を決定しても「不適切ではなく」、「恣意的な結果」をもたらさない場合を例示している。すなわち、

- ・ 当事国間の合意がある場合
- ・ 法に基づかない決定 (たとえば「衡平及び善」に基づく決定¹⁵) を行う場合
- ・ 一団 (a unit) とみなされる島嶼群の一部を構成し、明確に境界が画定されておらず、他の領域と区別できる島の場合

いずれの場合も、本件にはあてはまらなかったもので、アメリカの主張はしりぞけられたのである。

¹¹ *Island of Palmas Case*, *supra* note. 8, pp. 854-855.

¹² *Ibid.*

¹³ *Ibid.*, p. 869.

¹⁴ 太寿堂「極地帰属の実行と法理」『前掲書』(注6) 108頁。

¹⁵ たとえば、国際司法裁判所 (以下、ICJ) 規程 38 条 2 項は、「この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基いて裁判をする権限を害するものではない」と規定しており、ICJ が法に基づかない裁判をする余地を残している。

b. マンキエ及びエクレオ事件（1953年）

マンキエとエクレオは、イギリス領チャンネル諸島に含まれるジャージー島とフランス本土との間にある小島群である。それぞれが、居住できる2・3の小島とそれよりも小さい多くの小島、さらに無数の岩礁から構成されている。エクレオは、ジャージー島の北東にあって、同島にもっとも近い岩礁から3.9海里、フランス本土の沿岸からは6.6海里的ところにある。マンキエは、ジャージー島の南にあり、前述の岩礁から9.8海里、フランス本土から16.2海里的ところにある。マンキエは、フランス領ショセイ諸島から8海里的ところにある¹⁶。

本件で、イギリスは、両島は「ジャージー諸島の従属物 (dependencies)」なので、イギリスの主権が及んでいたと主張した。イギリスは、「この条約で用いられる『イギリスの諸島 (British Islands)』および「イギリス (United Kingdom)」とは、ジャージー、ガーンジー、オルダニー、サークおよびマンの諸島ならびにそれらの従属物を含むものとする。」と規定する条約をいくつか援用し、この主張を正当化しようとした。

ICJは、条約の文言から、チャンネル諸島の従属物が存在することはわかるという。しかし、条約の締約国が、その「従属物」の中に、マンキエとエクレオが含まれる、あるいは反対に含まれないと意図していたことを立証するに足る証拠を、なんら提示していないとして、イギリスの主張をしりぞけた¹⁷。

また、フランスも、マンキエがショセイ諸島の従属物であると主張していた。1022年に、ノルマンディー公が、ショセイ諸島をモンサンミッシェルの修道院に寄進した。1179年のローマ教皇の大勅書によれば、この修道院が、「当該島の全部をその付属物とともに (*totam insulam de cause cum pertinenciis suis*)」所有していた。

しかし、ICJは、このような一般的な文言から、マンキエの地位について、いかなる推論も導き出すことはできないとして、フランスの主張をしりぞけている¹⁸。

ところで、フランスは、マンキエの照明と浮標の管理を単独で担ってきたこと、首相などがマンキエを訪問したこと、および自国民が家を建てたことなどを指摘して、マンキエが自国に帰属することを証明しようとした。ICJは、これらを、「主権者として行動する意思 (the intention of that Government to act as sovereign) の表明」および「国家権力の表明 (a manifestation of State authority)」とみなさなかった。その根拠の一つとして、イギリス政府からの公文で、マンキエが「チャンネル諸島の従属物」と記載されていたにもかかわらず、フランスがこの箇所について何の留保も付さなかったことを挙げている¹⁹。つまり、フランスは、自国領でないことを認識したうえで、上記のように行動したと考えられるので、「主権者として行動する意思」や「国家権力」の表明ではないと判断されたのである。

本件については、次の点に留意しておこう。

- ・ 史資料や条約にもとづき「従属物」であることを立証するには、その旨が明記されているものを提示しなければならない。
- ・ 相手国が「従属物」であるとの見解を表明している場合、それに反論しなければ、当該領域に対する行為が権原を確立するに足るものとみなされなくなる。

¹⁶ *The Minquiers and Ecrechos case, Judgment of November 17th, 1953 : I. C. J. Reports 1953, p. 53.*

¹⁷ *Ibid.*, p. 60.

¹⁸ *Ibid.*, p. 70.

¹⁹ *Ibid.*, pp. 70-71.

c. 西サハラ事件（1975年）

西サハラは、19世紀末以来スペインの植民地だった地域である。モロッコは、西サハラに対する領有権を主張したが、スペインは人民の自決権を尊重するとして、交渉に応じなかった。

1974年、国連総会は、ICJに対して、西サハラの法的地位などの問題について勧告的意見を与えるよう要請した。

モロッコは、スペインの植民地だったときに西サハラと「法的結びつき（les liens juridiques）」があり、それは記憶を超える領域の占有とされる根拠にもとづき、主権と結びつくものだったと主張した。モロッコによれば、この記憶を超える占有は、一度きりの占有行為（un acte isolé d'occupation）にもとづくものではない。史籍（ouvrages historiques）によれば、どの国からも争われることなく、7世紀以来途切れることなく公然と行使されてきた主権にもとづくものである。また、モロッコは、アフリカ北西部に存在した唯一の独立国家であり、西サハラとモロッコとの地理的隣接性を考慮すれば、常設国際司法裁判所（以下、PCIJ）が、東部グリーンランド事件で適用した原則にもとづき、文献資料は、「権力が継続して行使されてきたこと（un exercice continu d'autorité）」にもとづく権原の主張を成立させるに足るものであると主張する²⁰。

ICJは、モロッコの主張の大部分は史籍に依拠しているが、多くは、遠い昔の、不規則で束の間のものにすぎなかった出来事であることから、現在問題となっている領域を占有していた証拠となる文献資料というには、やや心もとない、という²¹。そのうえで、「権力が継続して行使されてきたこと」にもとづく権原については、次のように述べた。この権原を確立させるには、PCIJが述べたように、「主権者として行動する意図および意思と、かかる権力を何らかの方法で実際に行使しているまたは表明していること²²」が必要である。確かに、PCIJは、モロッコが依拠した東部グリーンランド事件で、人口が希薄または定住者のいないところに対しては、主権の主張が競合していなければ、「必ずしも、現実に主権を表明する行為が多数あることを求められるわけではない²³」ことを認めた。しかし、西サハラの人口はやや希薄であるが、社会的および政治的に組織された種族が常に移動し、これらの種族が武器を持って対峙することも少なからずあった地域だった。したがって、東部グリーンランド事件とは前提が異なり、西サハラに関して、明確にかつ現実に権力を表明していたことを明らかにするに足る証拠が少ないことは、モロッコの主張を受け入れがたくする要因となる。この難点は、地理的一体性または隣接性に訴えても治癒されるものではない。裁判所が入手した情報では、西サハラとモロッコとの地理的一体性は、かなり疑わしく、それもまた隣接性の概念を適用しがたくする要因である。たとえ、西サハラとモロッコとの地理的隣接性が、本件で考慮されうるとしても、西サハラに関して、「記憶を超える占有」を行って来たにもかかわらず、明確に権力を行使していたことを示す証拠が不足しているという矛盾が露呈するだけだろう²⁴。

²⁰ *Sahara occidental, avis consultative ; C. I. J. Recueil 1975*, pp. 42-43, pars. 90-91.

²¹ *Ibid.*, par. 91.

²² *Legal Status of Eastern Greenland, P. C. I. J., series A./B. No 53*, p. 46.

²³ *Ibid.*

²⁴ *Sahara occidental, supra note. 20*, p. 43, par. 92. もっとも、裁判所は、マンキエ及びエクレオ事件を引用し、「法的結びつき」の有無について、決定的に重要なのは、過去の出来事から間接的に導かれるのではなく、スペイン統治時代およびその直前の時期に、西サハラに対して権力を実効的に行使していたことと直接関係する証拠である、としている。*ibid.*, par. 93.

本件については、次の点を指摘しておこう。

- ・ 地理的一体性を証明できなければ継続性も考慮されない。
- ・ 社会のおよび政治的に組織された種族が存在する地域については、地理的に隣接していれば、権力が継続的に行使されてきたことを示すに足る証拠も相応に存在するはずだという推定が働く。

d. 陸・島及び海洋境界紛争事件（1992年）

本件は、エルサルバドルとホンジュラスが、境界線の画定と島嶼および海域の法的地位の決定を求めて、ICJに付託した事案である²⁵。両当事国の要請により、ICJは特別裁判部を設置した²⁶。争点は多岐にわたるが、本稿との関係では、メアングエラ（Meanguera）島とメアングリエタ（Meanguerita）島の帰属に関して、裁判部が示した判断が重要である。

メアングエラ島は、有人島であるが、メアングエリタ島は無人島である。両当事国は、これらが「1つの島」（a single insular unity）を構成していると考え、別々に扱うよう主張しなかった。裁判部は、メアングエリタ島が小さいこと、大きい島に隣接していること、無人であることから、メアングエラ島の「従属物」とみなすことができる、とした。これは、マンキエ及びエクレオ事件で、マンキエが「チャンネル諸島の従属物²⁷」であると主張されたのと同じ意味であるとされる²⁸。

裁判部によれば、1854年以来、両当事国はこれらの島嶼の「法的状況」をめぐる、論争を繰り返してきた。しかし、19世紀後半から、エルサルバドルの存在感が強化される一方で、ホンジュラスはそれに異議や抗議を申し立てなかった²⁹。エルサルバドルが呼んだ証人によると、1916年から、エルサルバドルがメアングエラ島に対して国家権力を行使していたことは確かであり、ホンジュラスの代理人もこれを争わなかった³⁰。

1991年、ホンジュラスは、メアングエラ島でエルサルバドルが行っている活動について、はじめて抗議した³¹。裁判部は、この抗議について、すでにメアングエラ島に対するエルサルバドルによる主権行為が長期間行われており、ホンジュラスがそれを黙認していたとの推定に影響を及ぼすには遅きに失するものだった、という。ホンジュラスの行動は、*effectivités*³²に対する「了解、承認、黙認その他の形態の黙示の同意」に当たるものであって、ホンジュラスが提出した大量の資料の中にも、メアングエラ島にホンジュラスの存在感があったことを示すに足る証拠はなかった³³。

裁判部は、1900年に引かれた海洋境界画定線も検討したうえで³⁴、エルサルバドルが1854年以降、メアングエラ島を実効的に占有し、支配してきたことに加えて、ホンジュラスがそれを

²⁵ *Case concerning Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras: Nicaragua intervening), Judgment, I.C.J. Reports 1992*, p. 357, para. 2.

²⁶ *Ibid.*, p. 359, paras. 7-8.

²⁷ *The Minquiers and Ecrechos case, supra note. 16*, p. 71.

²⁸ *Case concerning Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras: Nicaragua intervening), supra note. 25*, p. 570, para. 356.

²⁹ *Ibid.*, pp. 570-572, paras. 357-359.

³⁰ *Ibid.*, pp. 574-575, para. 361.

³¹ *Ibid.*, pp. 575-576, para. 362.

³² *effectivités*とは、植民地統治時代の行政当局の行動をさす。*ibid.*, p. 398, para. 61.

³³ *Ibid.*, p. 577, para. 364.

³⁴ *Ibid.*, pp. 577-579, paras. 365-366.

黙認していたことから、エルサルバドルが同島に対する主権者とみなされうるとの結論にいたった。そして、「付属物 (appendage)」であるメアングエリタ島の法的地位に関しては、特に証拠がなければ、メアングエラ島と同一であるとした³⁵。

本件では、次の点が注目に値する。

- ・ 両当事国は2つの島を「1つの島」とみなし、一体のものとして取り扱うよう求めている。
- ・ 大きい島に「隣接」している「小さい」島は大きな島の「従属物」、「付属物」とみなされうる。
- ・ これらの条件がみたされる場合、反対の証拠が示されない限り、大きい島とその従属物、付属物たる小さい島の法的地位は同一となる。したがって、大きい島の法的地位を決定すれば足り、小さい島の法的地位を別途審査したうえで決定する必要はない。

e. エリトリア／イエメン仲裁裁定（第1段階、1998年）

1995年、紅海にある無人島の帰属をめぐる、エリトリアとイエメンとの間に紛争が発生した。翌年、両国は、本件紛争の仲裁裁判への付託に合意し、第1段階として「国際法の原則、規則及び実行、特に歴史的権原により」、紅海にある諸島に対する領域主権が決定されることになった³⁶。

両当事国は、島嶼に対する「国家機能の継続的かつ平穏な表明」による領域主権の確立を立証するために、膨大な資料や証拠を提示した³⁷。しかし、これらの資料や証拠の提示を受けた仲裁廷は、当事国をとりまく環境が、常に変化し続け、波乱万丈な運命をたどったことを認識するにいたったが、それ以上のことは必ずしも明らかにならなかった。また、イギリスが撤退する1967年まで、両当事国は、係争島嶼に対する主権への野心を積極的かつ公然と示す、あるいは政府としての活動を表明する機会をあまり持たなかった。イギリスが「島嶼」の法的地位は不確定であるとの立場を常に慎重に維持してきたからである³⁸。

このような理由により、両当事国が依拠した活動は多数あるが、不確かなものだった。そこで、仲裁廷は、かかる不確実性を払拭するのに役立つ要素が他にないか検討した。その結果、地理的状況、すなわち、島嶼および岩の大多数が、2つの相対する海岸の間の比較的狭い海に広がり、群島を形成しているという要素に着目するにいたった。このような地理的状況から、一方の沿岸の沖にある島嶼は、他方の沿岸国が、明らかにすぐれた権原を立証できない限り、その沿岸の従物 (appurtenance) として帰属すると推定される。係争島嶼を含む地域がオスマン帝国の支配下に置かれていたときでさえ、紅海の両側の沿岸にあった当局は、それぞれ独自の管轄権を行使していたことから、これは魅力的な要素である、という。

この関連で、イエメンは、諸島の自然の一体性の原則 (a principle of natural unity of the islands) なるものの重要性を強調していた。イエメンはまた、ハニッシュ諸島 (the Hanish group of islands) に関して、「自然のまたは地球物理学的一体性の原則 (the principle of natural or geophysical unity)」なるものにより、係争島嶼がすべて自国領であると主張していた。

³⁵ *Ibid.*, p. 579, paras. 367–368.

³⁶ *Award of the Arbitral Tribunal in the first stage of the proceedings between Eritrea and Yemen (Territorial Sovereignty and Scope of the Dispute), Decision of 9 October 1998, Reports of International Arbitral Awards, Volume, XXII*, p. 216, para. 7.

³⁷ *Ibid.*, pp. 312–313, paras. 451, 456.

³⁸ *Ibid.*, p. 313, para. 456.

仲裁廷は、このような概念が存在することは間違いないが、それは絶対的な原則ではないという。学説は、推定または蓋然性の観点から、「自然の一体性 (natural unity)」について語り、さらにそれと近接性、隣接性または継続性 (continuity) とを連結させている。しかし、このような概念は、国際法上よく知られているものの、それ自体は権原を創設するものではなく、すでに権原が確立されている区域に「近接する」または「隣接する」「自然の一体性」をなす部分にもかかる権原が及んでいる可能性または推定を創設するものである。「一体性 (unity)」は決して権原の源にならず、他の方法で確立された権原の範囲と領域 (the extent and scope) についての推定をもたらさうにすぎない³⁹。

本件では、諸島を構成する島に対する政府の表明がもたらす法的効果を、別の島または複数の島にも及ぼすために、これらの考えを適用することができる。また、沿岸国で確立された支配が、沿岸沖の自然に「近接する」またはその「従物」である島嶼に、どこまで継続するとみなされるべきであるかという問題を想定することも適用できる。これは、ポルティコ・ドクトリン (portico doctrine) と呼ばれ、本土に引きつけられる範囲内にある (fell within the attraction of the mainland) 沖合の地物に対して、沿岸国の主権を帰属させる手段として認められている。

こうして、仲裁廷によれば、「自然のかつ物理的一体性の原則」 (the principle of natural and physical unity) は、諸刃の剣となる。適用されれば、一方の沿岸と「一体化」しているとみなされるのか、それとも他方の沿岸と「一体化」しているとみなされるのかという問題が生じるからである⁴⁰。

仲裁廷は、このように整理したうえで、まずモハバカ諸島の地位についての検討に移っている。モハバカ諸島には、4つの小島がある。そのうち3つは、エリトリア本土の沿岸から12カイリ以内のところにある。あとの1つは、エリトリア本土の沿岸から12カイリの外側1カイリ未満、最も近いヘイコック島すなわちサウス・ウェスト・ヘイコックから約5カイリのところにある。

エリトリアは、次のように主張した。旧支配国であるイタリアは、現地支配者とさまざまな協定を締結し、ダナキル沿岸に対する権原を確保するにいたった。その際、イタリアは、モハバカ諸島に対する権原も取得した。第2次世界大戦後、イタリアからエチオピアそしてエリトリアへと移転された領域の中に、モハバカ諸島は含まれている。このことを確認するため、1947年の平和条約2条は、「沿岸沖の」島嶼に言及している。

これに対し、イエメンは、現地支配者を通じてエチオピアが管轄権を確保した唯一の島嶼は Assab Bay だったと主張する。かつて紅海の両岸はオスマントルコの支配下にあったからである、第1次世界大戦の終結後、「歴史的権原」がイエメンに戻った。モハバカ諸島はヘイコックおよびズカールーハニッシュ・グループと一体のものと把握するのが適切である。

仲裁廷は、以下のような理由で、イエメンの主張をしりぞけ、モハバカ諸島は、エリトリアの領域主権に服すると認定した。イエメンが「歴史的権原」を保持していたことを立証するに足る証拠はない⁴¹。モハバカ諸島 (ハイ島を除く) は、エリトリアの沿岸から12海里の範囲内にある。歴史がどうであれ、明確な権原をイエメンが立証しなければ、12海里の範囲内にあるという理由で、モハバカ諸島は、エリトリアの領域とみなされなければならない。イエメンは、

³⁹ *Ibid.*, pp. 313-315, paras. 457-462, 464.

⁴⁰ *Ibid.*, p. 315, paras. 463-464.

⁴¹ *Ibid.*, p. 317, para. 471.

これに匹敵する説得力のある別の権原を立証していない。ハイ島は、エリトリアの沿岸から 12 海里をわずかに超えたところにあるが、「一体論 (the unity theory)」が妥当しうるとすれば、ここである。モハバカ諸島は、常に一つの群島として、運命共同体とみなされてきた。ハイ島もまた、アフリカの沿岸に従属する (appurtenant) ことは確かだからである⁴²。

仲裁廷は、次にヘイコック諸島の地位を検討している。19 世紀末、アフリカの紅海沿岸と沖合の島嶼は、オスマン帝国の主権の下、エジプトの管轄および統治下に置かれていた。この管轄および統治は、モハバカ諸島およびヘイコック諸島に及んでいた。当時、領海は 3 海里だったが、安全保障上および便宜上、沿岸沖にある島嶼は、直近の沿岸当局の管轄下にあるとの感覚 (a feeling) があった。この「ポルティコ・ドクトリン」によれば、明らかにこれに反する権原を保有する国がなければ、沿岸沖にある島嶼は、沿岸国に帰属するとみなされる⁴³。

1930 年、イタリアは、エリトリア側沿岸の「直近 (immediate vicinity)」であるとして、ヘイコック諸島の一部であるサウス・ウェスト・ヘイコックの領有権を主張した。これに対し、イギリスは、「イタリア領エリトリアの樹立により、エリトリアの沿岸沖にある島嶼はエリトリアの付属物 (appendage) とみなされる、との主張に抵抗し難くなった」との見解を公式に表明した。

仲裁廷によれば、エリトリア沿岸との近接性という地理的な論拠には、説得力があり、その他のより優れた権原が確立されうる場合を除き、沿岸沖の島嶼は沿岸国に帰属するという一般の見解と一致している。本件で、イエメンは、このような権原を立証できなかった。それゆえ、ヘイコック諸島も、エリトリアの領域主権に服する⁴⁴。

仲裁廷は、サウス・ウェスト・ロックもエリトリアの領域主権に服するとした。サウス・ウェスト・ロックは、歴史的に、アフリカ側沿岸からの管轄権が及ぶ最東端とみなされてきた。また、イタリアは、1890 年代初頭に、これに対する管轄権を主張しただけでなく、1914 年に、イギリスがサウス・ウェスト・ロックを「アラビア本土の独立の首長」の主権下に置くことを提案したときも、同様の主張をしていた。仲裁廷によれば、このような経緯に照らせば、サウス・ウェスト・ロックは、アフリカ側の沿岸から管理されていたモハバカおよびヘイコックと同様に扱うのが妥当となる⁴⁵。

本件については、以下の点を確認しておこう。

- ・ 係争対象の島嶼が群島を形成し、紛争当事国間の相対する沿岸の間にあり、かつ沿岸の幅が狭い場合、一方当事国の沿岸沖にある島嶼は、他方の沿岸国が明らかに勝る権原を立証できない限り、沿岸の従物 (appurtenance) として前者に帰属すると推定される。この場合、領域権原の確立にあたって、沿岸との近接性が説得力のある論拠となる。
- ・ 「自然の一体性」は権原にならない。すでに権原が確立されている区域に「近接」または「隣接」し、「自然の一体性」をなす部分にもかかる権原が及んでいる可能性または推定を示唆するものである。
- ・ 領海 12 海里の範囲内にある島嶼は、他の国が別の権原の存在を立証できなければ、その領海を生み出す沿岸を領有している国に帰属する。

⁴² *Ibid.*, pp. 318, 320, paras. 475, 482.

⁴³ *Ibid.*, p. 318, para. 477.

⁴⁴ *Ibid.*, pp. 319-320, paras. 479-480, 482.

⁴⁵ *Ibid.*, p. 320, paras. 483-484.

- ・ 領海 12 海里を超えたところにある島嶼は、12 海里の範囲内にある島嶼と「運命共同体」として「一体」のものとみなされてきたことが、史資料から明らかになる場合、その領海を生み出す沿岸に従属し、当該沿岸国に帰属する。

f. リギタン島及びシパダン島に対する主権事件（2002 年）

リギタン島とシパダン島は、ボルネオ島の北東沿岸沖のセレベス海にある。両島の距離は、約 15.5 海里である。

リギタン島は、極小の島であって、常時海面上にあるが、ほとんど砂であり、無人島である。ボルネオ島のセンポルナ・ペニンシュラ（the Semporna Peninsula）にあるマレーシア領タンジュン・トゥトップ（Tanjung Tutop）から約 21 海里のところにある。

シパダン島も小さな島である。タンジュン・トゥトップから約 15 海里、インドネシア領セバティック島の東岸から 42 海里のところにある。1980 年代になって、スキューバダイビングのリゾート地として開発されたが、それまで恒常的に居住するものはいなかった⁴⁶。

インドネシアとマレーシアは、それぞれこれらの島に対する主権を主張したことから紛争が発生した。しかし、外交交渉では解決にいたらず、両国は、本件紛争を ICJ に付託することにした⁴⁷。

〔「臣従契約 (contracts of vassalage)」の解釈〕

本稿の主題と関係するものとして、まずオランダ東インド政府と 3 つの王国のスルタンとの間で締結された「臣従契約 (contracts of vassalage)」の解釈をめぐる問題がある。この契約は、「1892 年の『インド官報』(Indisch Staatsblad) 114 号に記載された境界線以南にあるタラカン島 (Tarakan)、ナノエカン島 (Nanoekan) およびセビティック島の一部は、ブルンガン (Boeloengan) に属する。ならびに、これらの島に属する小島も、境界線以南にある限り、ブルンガンに属する。」と規定していた⁴⁸。

インドネシアの見解によれば、この規定は、1891 年にイギリスとオランダとの間で締結された条約の目的にそって、設定されていた領域配分線を延長するものだった。リギタン島とシパダン島は、延長された領域配分線以南にあるので、ブルンガンに属していたとされる。

これに対し、マレーシアは、上記の契約で言及された小島は、明示的に指定された 3 つの島、すなわち、タラカン、ナノエカンおよびセビティックに「属する」小島であり、これらの島から 50 マイルも離れたところまで領域配分線が延長されたと見るのは非現実的である、と主張する。

ICJ は、これらの 3 つの島の周辺にある多くの小島は 3 つの島に「属している」と言えるが、3 つの島から 40 海里以上離れているリギタン島とシパダン島には当てはまらないとして、インドネシアの主張をしりぞけた⁴⁹。

〔1878 年議定書の解釈〕

⁴⁶ *Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia), Judgment, I. C. J. Reports 2002*, p. 634, para. 14.

⁴⁷ *Ibid.*, p. 630, para. 2.

⁴⁸ *Ibid.*, p. 638, para. 18.

⁴⁹ *Ibid.*, pp. 656-657, paras. 62-64.

本件では、島の「従属物」と規定していた2つの条約の解釈をめぐる問題も提起された。まず、1878年に、スールーのスルタンがスペインと締結した議定書（以下、1978年議定書）の1条は、「スールー群島とそれらの従属物に対するスペインの主権」を承認すると宣言していた。マレーシアによれば、この議定書は、「スールー群島とそれらの従属物」に対するスペインの主権を宣言したものである。また、1885年に、スペイン、ドイツおよびイギリスとの間に締結された議定書（以下、1885年議定書）でも、スールー群島全域に対するスペインの主権が承認されていることから、マレーシアは、「スールー群島とそれらの従属物」に対するスペインの主権は明確に確立されていた、と主張する。

これに対して、インドネシアは、両島がスペインの所有下にあったことを立証するに足る証拠はない、という。スルタンとスペインとの間に締結された協定のどこにも、両島を明記する規定はなかったからである。さらにインドネシアは、1885年議定書が、「ドイツ政府とイギリス政府は、実効的に占有された場所ならびにまだ占有されていないスールー群島の場所に対するスペインの主権を承認する」と規定していたことに着目する。インドネシアによれば、これは、同じ諸国が締結した1877年議定書の精神を反映している。同議定書は、スペインに対し、スールー群島の占有をさらに広げる場合、すでに占有している領域について合意された制度を、これらの新しい領域に拡大する権限を得る前に、ドイツおよびイギリスに通告する義務を設定していた。1885年議定書の4条も、この規定と同じことを定めている。しかしスペインは、1885年議定書の締結後、リギタン島とシパダン島を実際に占有したことはなかったため、かかる通告を他の締約国に行える立場になかった⁵⁰。

ICJは、リギタン島とシパダン島が、本来は、地理的にスールー群島に属さないことを、当事国は争っていないことを指摘する。そして、「スールー群島およびその従属物」と記されている文書で、スールーのスルタンの領域の範囲は、かなり曖昧に定義されている、という。それゆえ、これらの文書からは、スールー島からかなり離れているリギタン島とシパダン島が、スルタン国の従属物の一部であるか否かという問いに対する回答を導き出すことはできない。さらに、スルタン国が、これらの島嶼に対して、現実に権力を行使していたことを明らかにする証拠もない、と断言する。

このように整理したうえで、両島嶼に対する権原がスールーのスルタンからスペインに移転したとする主張については、次のように述べる。スペインが、両島嶼または近隣の島嶼に関心を示したことはなく、その権力をこれらの島嶼に拡大しなかったことについて、当事国間に争いはない。また、1885年議定書の4条にしたがって、スペインがこれらの島嶼の占有を通告したことを示す証拠もない。したがって、スペインが、1878年議定書1条にいう「従属物」に両島嶼が含まれるとみなしていた、またはドイツとイギリスが1885年議定書でそれらに対するスペインの主権を承認していたとするに足る証拠はない⁵¹。

[1900年条約の解釈]

1900年に、スペインとアメリカが締結した条約（以下、1900年条約）は、アメリカに「フィリピン群島に属する一切の島嶼、特にカガヤン・スールー島 (Cagayan Sulu)、シブツ島 (Sibutu) とこれらの従属物」を割譲すると規定していた。

⁵⁰ *Ibid.*, pp. 670-671, paras. 100-101.

⁵¹ *Ibid.*, pp. 674-676, paras. 109-114.

マレーシアは、この条約により、スールー群島全域とそれらの従属物に対するアメリカの主権が確立されたと主張した。その根拠として、1903年に、アメリカ水路部より出版された地図（以下、1903年地図）が、リギタン島とシパダン島をアメリカ領と表示していることを挙げる。この地図は、アメリカが1900年条約にもとづき割譲された付属島嶼に対する主権を公式に主張したものであり、しかもインドネシアの前身であるオランダは、それに対し何も反応しなかった⁵²。

他方、インドネシアは、1900年条約は、フィリピン群島に属する島嶼のうち、「特に、カガヤン・スールー島、シブツ島およびそれらの従属物」が、スペインからアメリカに割譲される領域の中に含まれることを規定していたのだから、リギタン島とシパダン島を、フィリピン群島の一部とみなすことはできず、また北の方に離れているカガヤン・スールー島とシブツ島の従属物と見ることもできないという。インドネシアによれば、マレーシアが援用する1903年地図は、その後の経過を見れば、アメリカの主権の公式に主張するものではなく、内部文書にとどまるものだった。したがって、オランダがそれに対応しなかったことから、いかなる法的効果も生じない⁵³。

ICJは、1900年条約が、カガヤン・スールー島、シブツ島とこれらの従属物をのぞき、スペインがアメリカに割譲した島嶼を明記していないことに着目する。そしてその後、アメリカ国務長官が国務副長官に宛てた書簡で、シパダン島が「スールーの領地（the dominions）内にあると承認されてきたかどうかを決定できなかった」と明言していたことなどから、アメリカは1900年条約によりどの島に対する権原を取得したか確信を持てなかったことがわかる、という⁵⁴。それゆえ、リギタン島とシパダン島が、この条約にいう「従属物」とみなされていたかどうかはわからないので、マレーシアの主張は認められないとした。

本件では、次の点が注目に値する。

- ・ 島の周辺にある小島は、その島に「属している」とみなされるが、40海里以上離れている小島はそうにはみなされない。
- ・ 特に明記する文書などの証拠がなければ、主たる島に「属している」とみなされない小島を前者の「従属物」とみなすことはできない。

g. カリブ海における海洋画定事件（2007年）

1999年、ニカラグアは、カリブ海に増する海域の境界画定に関するホンジュラスとの紛争を、ICJに付託した⁵⁵。

ニカラグアは、15度線の北にあるカリブ海の係争地域における島嶼および岩礁（ボベル（Bobel Cay）、サバンナ（Savanna Cay）、ポート・ロイヤル（Port Royal Cay）およびサウス（South Cay）を含む）⁵⁶に対する主権を主張した。ニカラグアによれば、これらはホンジュラス領よりも、ニカラグア領であるエディバーク（Edinburgh Cay）に地理的に近接している（geographical proximity）ので、隣接性（adjacency）の原則にもとづき、これらに対する原

⁵² *Ibid.*, p. 671, para. 102.

⁵³ *Ibid.*, pp. 672-673, para. 104.

⁵⁴ *Ibid.*, p. 676, paras. 116-117.

⁵⁵ *Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras)*, Judgment, *I.C.J. Reports 2007*, p. 663.

⁵⁶ ICJは、これらは高潮時においても水面上にあるので、国連海洋法条約121条が適用される「島」とであると認定した。*ibid.*, p. 702, para. 137.

始権原を保有しているとされる⁵⁷。

これに対して、ICJは、ニカラグアとホンジュラスが独立時にスペインと締結した条約に「隣接する (adjacency) 島嶼」という文言があるが、これはニカラグア本土に「隣接する島嶼」を指しており、したがってニカラグア領である島嶼に「近い」という主張は受け入れられない、とした。そのうえで、ICJは、隣接性に依拠して判断を下すものではないが、いずれにしても、係争島嶼は、ニカラグア本土の沿岸よりもホンジュラス本土の沿岸に近い、として、隣接性にもとづくニカラグアの主張をしりぞけた⁵⁸。

本件では、隣接性だけで権原の存否を判断しないとの立場が明確に示されている。

h. ペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテー、中岩、南岩棚に対する主権事件 (2008年)

ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーは、長さ137メートル、幅60メートルの島で、シンガポール海峡の東側の入り口、南シナ海に通じる地点にある。シンガポールの東方24海里、マレーシアのジョホール州の南方7.7海里、インドネシアのビンタン島の北方6海里の位置にある⁵⁹。

中岩および南岩棚は、ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーのもっとも近くにある海洋地物である。中岩は、ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーの南方0.6カイリに位置する2層の小さな岩で構成され、常に海面上にある。南岩棚は、ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーの南南西2.2カイリにあり、干潮時のみ海面上にある低潮高地である⁶⁰。マレーシアの本土からは、それぞれ8.0海里、7.9海里離れている⁶¹。

1979年、マレーシアが「マレーシアの領水および大陸棚の境界」という表題の付いた地図を出版した。その地図は、ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーを、マレーシアの領水内に表示していたので、シンガポールが抗議し、地図の修正を求めたことから紛争が発生した。その後、中岩と南岩棚の問題も提起されたが、2国間交渉に進展がなく、ICJによる解決を求めて、本件紛争を付託した⁶²。

さて、シンガポールは、中岩と南岩棚はペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーの従属物であって、後者を所有する者が前者も所有するとし、特に次の2点をその論拠として主張した。第1に、中岩と南岩棚は、地理学的かつ形態学的に、単一の海洋地形群を形成する。第2に、マレーシアが、何らかの主権行為を通じて、マレーシアが単独でこれらを占有したことは一度もなく、ペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーが生み出すシンガポールの領水内に位置するので、両島はシンガポールに帰属する⁶³。これらの主張を裏づける根拠として、上述のパルマス島事件⁶⁴と陸・島及び海洋境界紛争事件⁶⁵を引用している。

⁵⁷ *Ibid.*, p. 687, para. 75, p. 706, para. 150.

⁵⁸ *Ibid.*, p. 709, para. 164.

⁵⁹ *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore)*, *Judgment*, *I.C.J. Reports 2008*, p. 22, para. 16.

⁶⁰ *Ibid.*, para. 18.

⁶¹ *Ibid.*, p. 96, para. 278.

⁶² *Ibid.*, p. 27, paras. 30-31.

⁶³ *Ibid.*, pp. 96-97, para. 279.

⁶⁴ *Ibid.*, p. 97, para. 280. 「島嶼群 (groups of islands) に関して、一定の状況下で、群 (a group) が法的に一体 (in law a unit) とみなされ、主たる部文と残りの部分が運命を共にすることもありうる。」との一節を引用していた。 *Island of Palmas Case*, *supra* note. 8, p. 855.

⁶⁵ *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore)*, *supra* note. 59, p. 97, para. 281. 「メアングエリタに関しては、裁判部は、

ICJ は、マレーシアの前身であるジョホールのスルタンの行動などから、ペトラ・ブランカ／ブラウ・バツーに対する主権は、マレーシアからシンガポールに移転したと認定した。しかし、権原を移転させるにいたった事情は、中岩と南岩棚にはあてはまらず、シンガポールは別段のことを立証しなかったため、中岩に対する権原は、ジョホールのスルタンからマレーシアに承継され、引き続きマレーシアが保持しているとした⁶⁶。他方、南岩棚は低潮高地のため、領水の一部として扱われると述べるとどめ、帰属先を明言しなかった。領海の範囲が重複しているものの、その画定は付託事項に含まれていなかった。それゆえ、南岩棚がどの国の領水内に含まれることになるのかを明らかにすることができなかったからである⁶⁷。

本件では、もともと権原を保持していた島嶼の一部が他国に移転し、残りの島嶼が他国の領海内に入ることになっても、前者と後者は「運命を共にしない」と判断されたことが注目に値する。もっとも、この一節は、権原の創設および確立ではなく、権原の移転との関係で述べられたものであることに留意する必要がある。

② 考察

国際裁判例の検討から、以下のことが明らかになった。

紛争当事国は、隣接性や従属物など、さまざまの呼称で自国領域からの「近接性」にもとづき領域権原が確立すると主張してきた。これに対し、国際裁判所は、当事国間の合意がある場合や「衡平及び善」など国際法に基づかない決定を行うことが認められている場合には、「近接性」により領域権原の存否を決定する可能性を認めてきた。パルマス島事件は、このことをもっとも明確に示唆しているが、マンキエ及びエクレオ事件も同旨と考えられる。すなわち、同事件では、「従属物」であることを立証するには、その旨を明記する史資料や条約がなければならず、また、紛争当事国の一方が「従属物」であるとの見解を示した場合に、他方が反論しなかったときには、「従属物」に対する行為が領域権原を確立するに足るものとみなされなくなるとの判断が示されているからである。さらに、陸・島及び海洋境界紛争事件では、紛争当事国が2つの島を「1つの島」として扱うことを求めていたがゆえに、大きい島に「隣接」している「小さい」島を大きな島の「従属物」とみなし、大きい島の法的地位のみを決定すれば足りるとの立場を採ることができたと考えられる⁶⁸。

ところで、近接の範囲、つまりどの程度近接しておれば近接性が考慮されるのかという点については、かねてよりその不明確さが指摘されていた⁶⁹。しかし、国際裁判例の蓄積により、ある程度の傾向は明らかになっている。たとえば、エリトリア／イエメン仲裁裁定で、領海

この点に関する証拠がない場合、その島の法的地位がメアングエラのそれと同一でなかった可能性があるとはみなさない。」との一節である。*Case concerning the Land, Island and Maritime Frontier Dispute*, *supra* note. 25, p. 579, para. 367.

⁶⁶ *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore)*, *supra* note 59, p. 99, paras. 289-290.

⁶⁷ *Ibid.*, pp. 99-101, paras. 291-299.

⁶⁸ 加えて、本件については、「ウティ・ポシデティスが適用されているために、権原はスペインから承継取得されているとの法的前提が存在」しており、「実効的支配の有無および近接性に基づく推定の問題は、権原の存否のレベルではなく、独立時の行政区画線を特定するというウティ・ポシデティスの解釈・適用のレベルで取り扱われたにとどまる」との評価もなされている。深町朋子「領土帰属判断における関連要素の考慮」『国際問題』624号（2013年9月）39頁。

⁶⁹ 太寿堂「前掲論文」（注4）70頁注25。

12 海里の範囲内にある島嶼は、原則として、その領海を生み出す沿岸を領有している国に帰属するとされたように、領海内にある島などは、「領土の附合 (accession) または従物として、これと一体化された領域権原が認められる」。こうした取扱いの根底には、「隣接性の観念がはたらいている」といえる⁷⁰。また、領海 12 海里を超えたところにある島嶼であっても、1 海里未満の距離にあり、かつ 12 海里の範囲内にある島嶼と「運命共同体」として「一体」のものみなされてきたならば、考慮される可能性がある。他方で、リギタン島及びシパダン島に対する主権事件では、約 40 海里離れている小島は、主たる島に「属する」とは考えられないとされた。これらの裁判例で示された距離基準が、一応の目安となるだろう。

カリブ海における海洋画定事件のように、隣接性を考慮しないとの立場が示されることもあり、領域権原の確立にあたり、近接性が考慮されるのは、以上のようなきわめて限られた条件がみたされる場合だけである。さらに、陸・島及び海洋境界紛争事件やエリトリア／イエメン仲裁裁定が指摘するように、近接性が考慮されるのは、当事国が反対の証拠や権原を証明できないときに限られる。ペトラ・ブランカ／プラウ・バツ・プター事件で示唆されたように、領海内にある島嶼であってもそうである。近接性自体は権原にならず、権原の推定をもたらすにすぎない。しかも、それは反駁可能な推定なのである⁷¹。

おわりに

日本の外務省は、「国際法上、ある島が自国の領土に距離的に近いことは、その島の領有権に関係があるのですか？」という質問に対して、次のように回答している。

「韓国側は、鬱陵島と竹島とが地理的に近いことを理由に『竹島は地理的に鬱陵島の一部』であると主張していますが、国際法上、地理的に距離が近いことのみを理由に領有権が認められることはありません。このことは、国際判例においても示されています。例えば古くは 1920 年代に米国とオランダが争ったパルマス島事件において、『領域主権の根拠とされる近接性に基づく権原は、国際法上、根拠がない(no foundation)』と判示されました。また最近では、2007 年のホンジュラスとニカラグアが争ったカリブ海における領土・海洋紛争事件の判決において、国際司法裁判所 (ICJ) は、紛争当事国が主張した地理的近接性を領有権の根拠として認めませんでした。加えて、2002 年のインドネシアとマレーシアが争ったリギタン島・シパダン島事件では、帰属の決まっている島から 40 カイリ離れている両島を付属島嶼だとする主張を退けました。⁷²」

本稿で見てきたように、おおむね妥当な見解であるが、若干補足しておこう。竹島は韓国の領海 12 海里内にないだけでなく、最も近い韓国領である鬱陵島からも約 47 海里離れている。したがって、リギタン島及びシパダン島に対する主権事件で、40 海里離れている島について示された判断にそくして考えると、「鬱陵島の一部」とは到底みなしえない⁷³。また、日韓が鬱陵島

⁷⁰ 山本『前掲書』(注 6) 290 頁。

⁷¹ 松井芳郎「尖閣諸島について考える—国際法の観点から・2」法律時報 85 卷 2 号 72 頁。

⁷² 外務省「竹島問題に関する Q & A」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/takeshima/page1w_000022.html

⁷³ Raul (Pete) Pedrozo, "Sovereignty Claims over the Liancourt Rocks (Dokdo/Takeshima)," 28 *Chinese (Taiwan) Y.B. Int'l L. & Aff.* 78; 塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について」東海法学第 52 号 (2016) 79 頁。

と竹島を「一体」のものとして扱うことに合意した事実もない。

上述したように、いくつかの条件をみたせば、国際法上、地理的近接性により、領域権原が確立する可能性はある。しかし、竹島の場合は、いずれの条件にもあてはまらない。したがって、「天気の良い日に」肉眼で眺めることができるという「地理的な特性」があるとしても、そのことだけで領域権原が確立する可能性は皆無なのである。

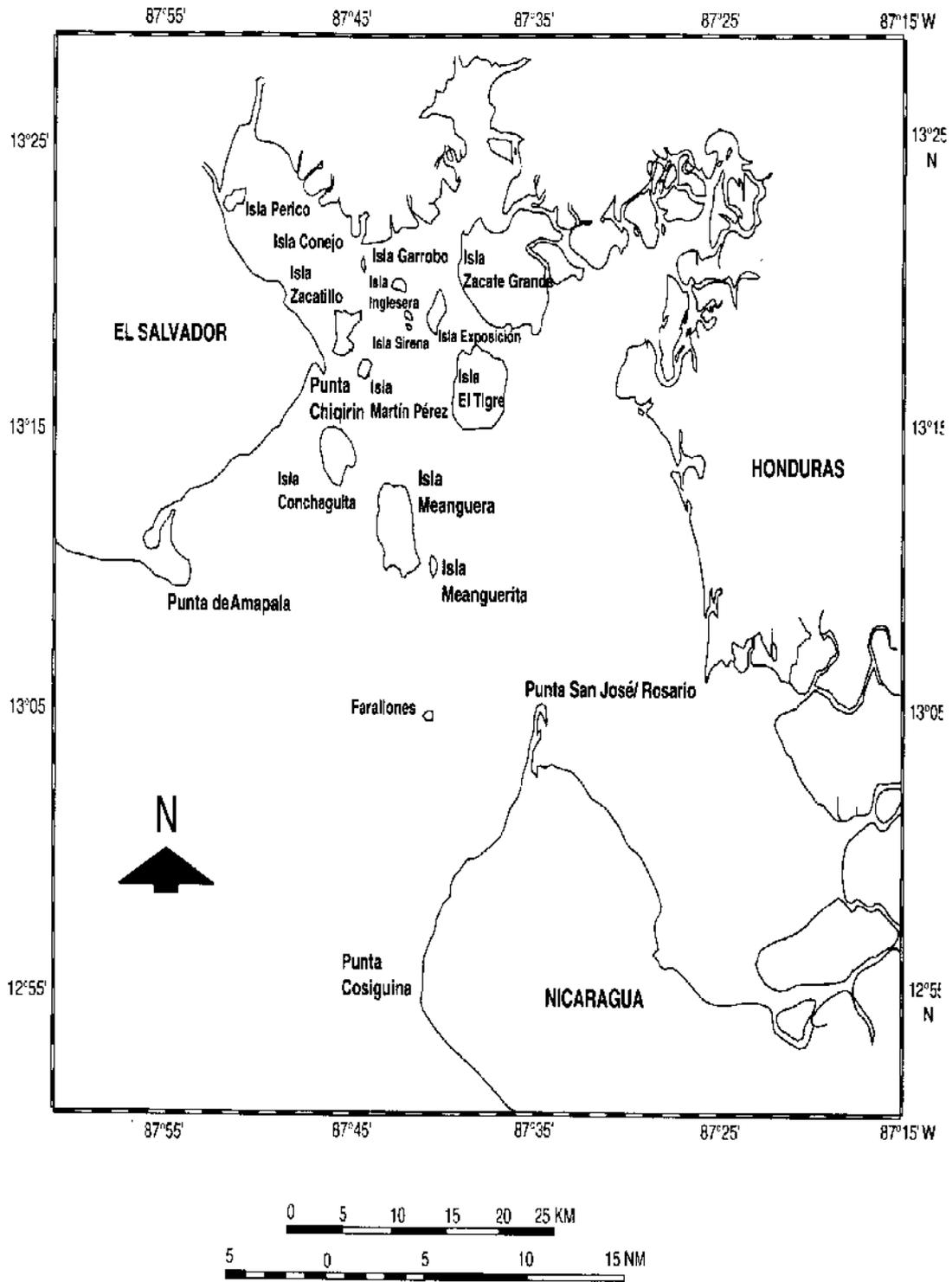
【地図】

b. マンキエ及びエクレオ事件



出典 : https://ja.wikipedia.org/wiki/イギリスの王室属領#/media/File:Wyspy_Normandzkie.png

d. 陸・島及び海洋境界紛争事件（1992年）

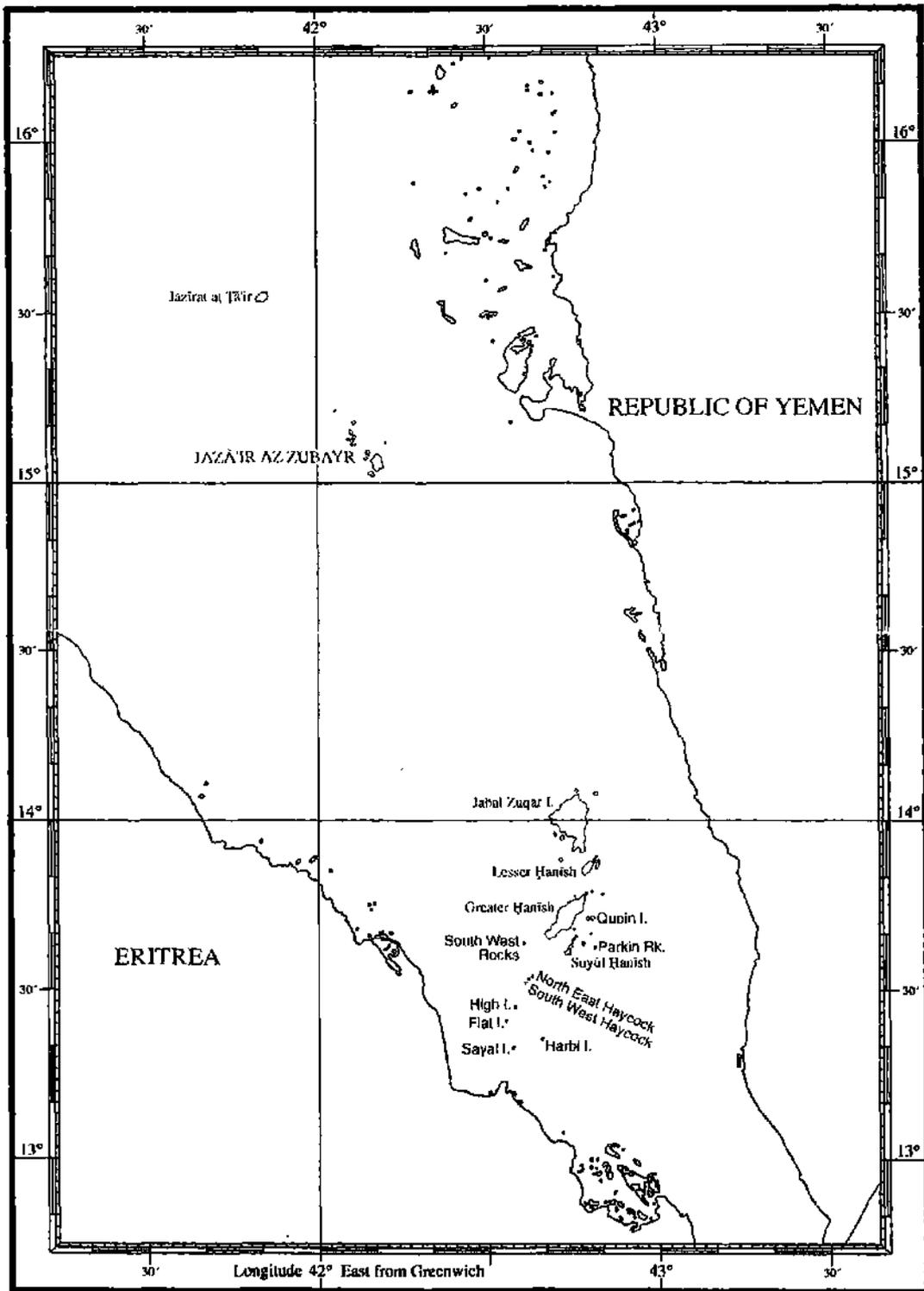


出典：Case concerning Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras: Nicaragua intervening), Judgment, I.C.J. Reports 1992, p. 587.

e. エリトリア／イエメン仲裁裁定（第1段階 1998年）

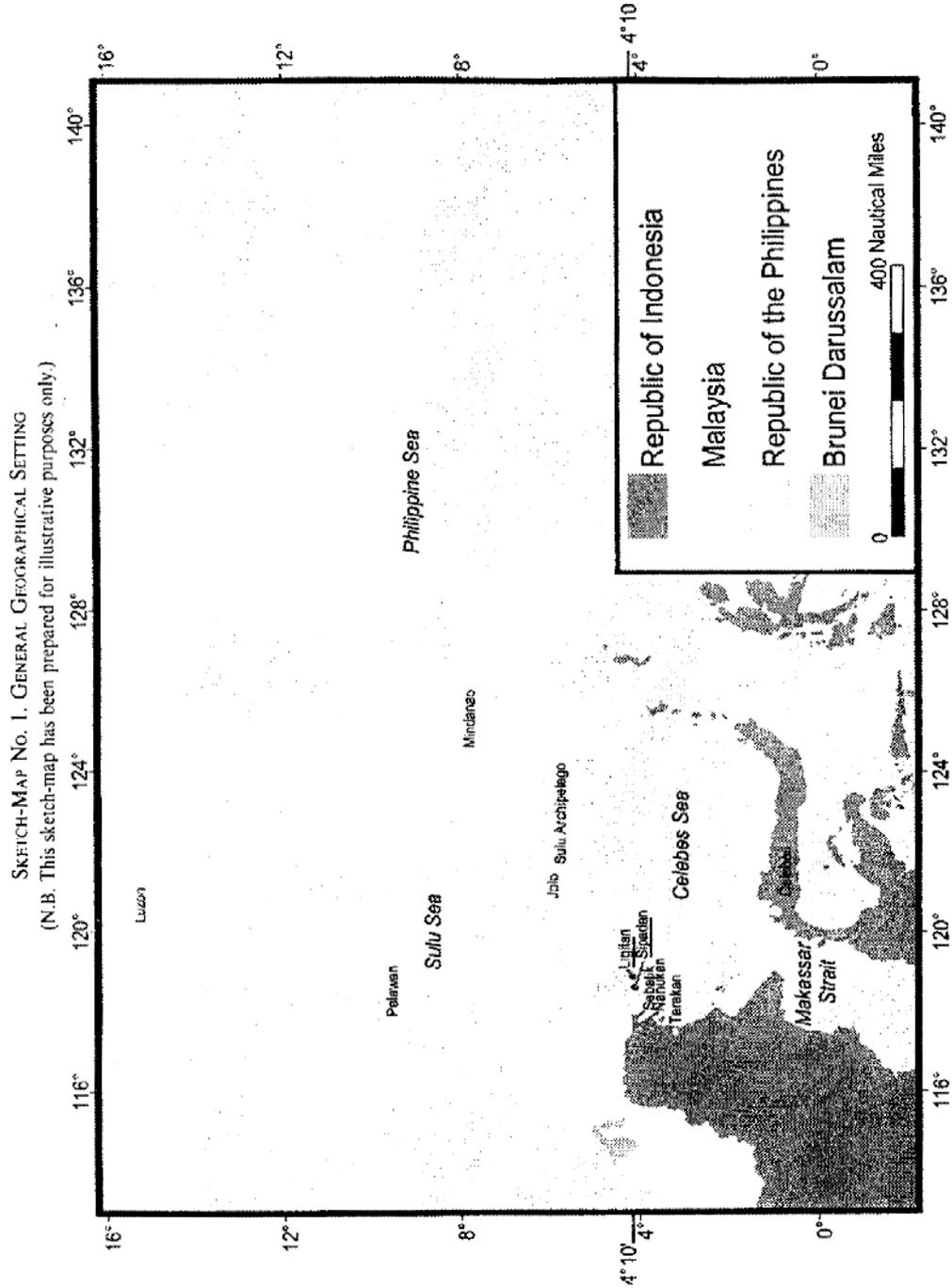


出典：<https://sovereignlimits.com/boundaries/eritrea-yemen>



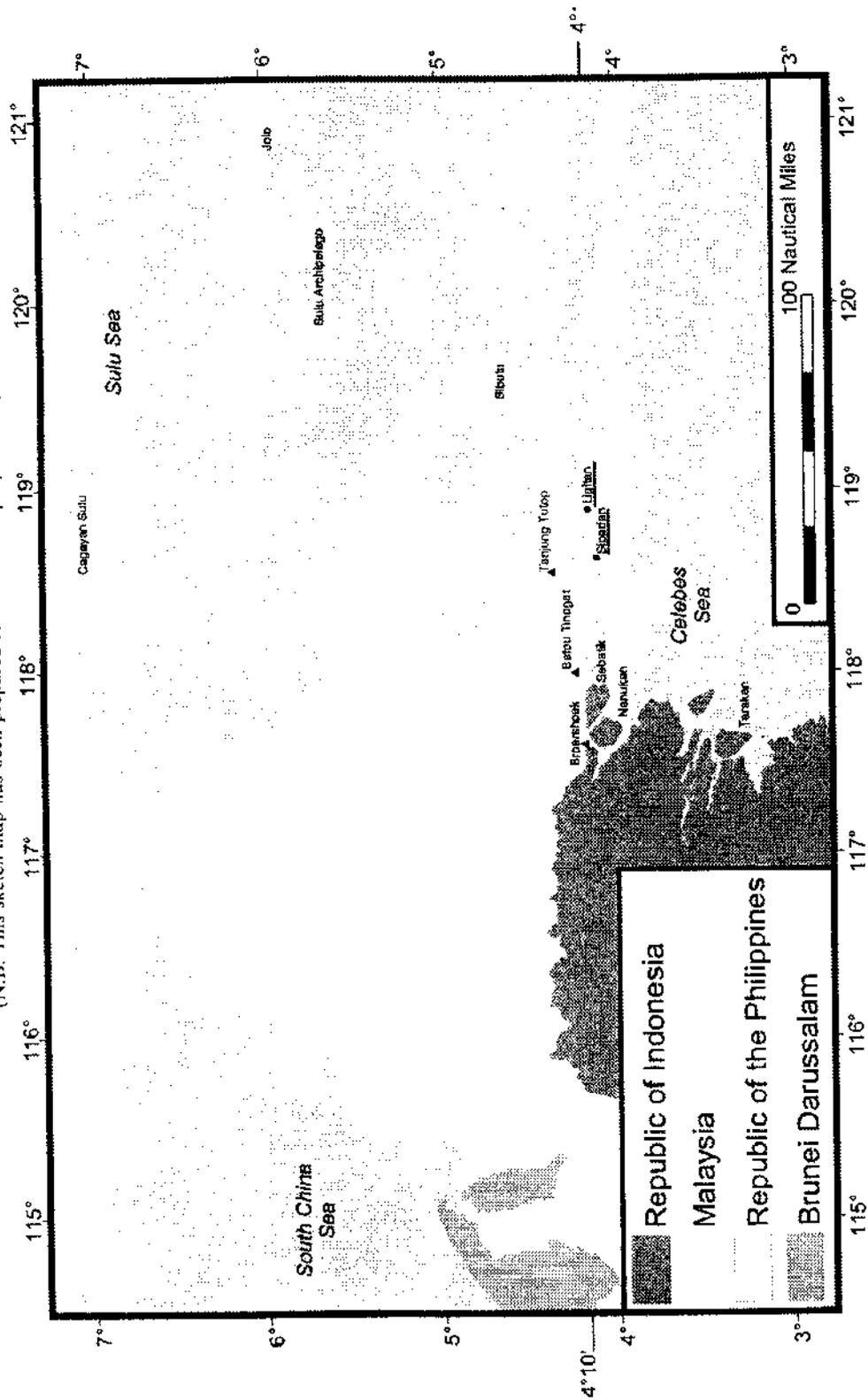
出典 : *Award of the Arbitral Tribunal in the first stage of the proceedings between Eritrea and Yemen (Territorial Sovereignty and Scope of the Dispute), Decision of 9 October 1998, Reports of International Arbitral Awards, Volume, XXII, p. 332.*

f. リギタン島及びシパダン島に対する主権事件（2002年）



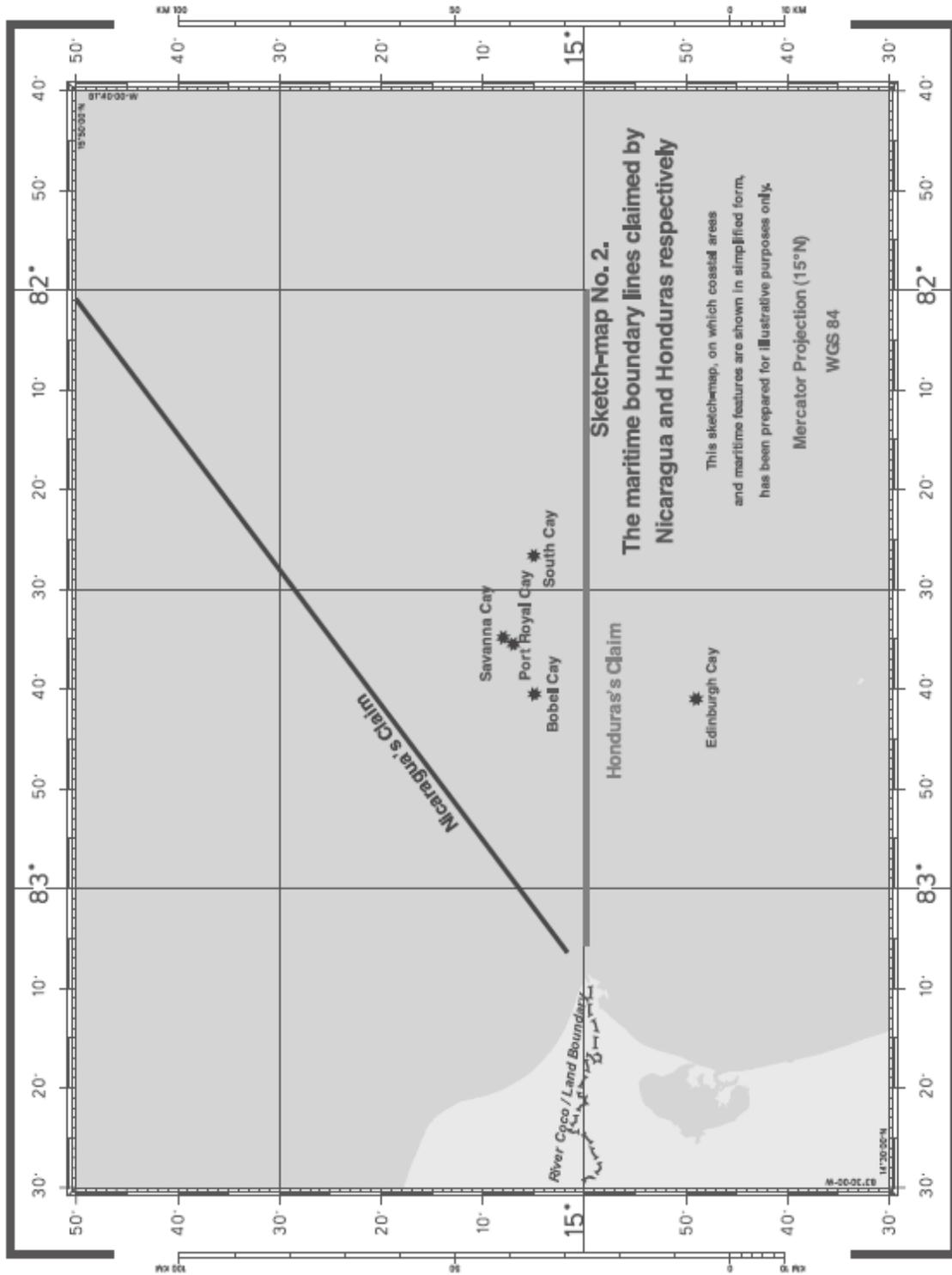
出典： *Case concerning Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia), Judgment, I. C. J. Reports 2002, p. 635.*

SKETCH-MAP No. 2. LOCATION OF LIGITAN AND SIPADAN ISLANDS
 (N.B. This sketch-map has been prepared for illustrative purposes only.)



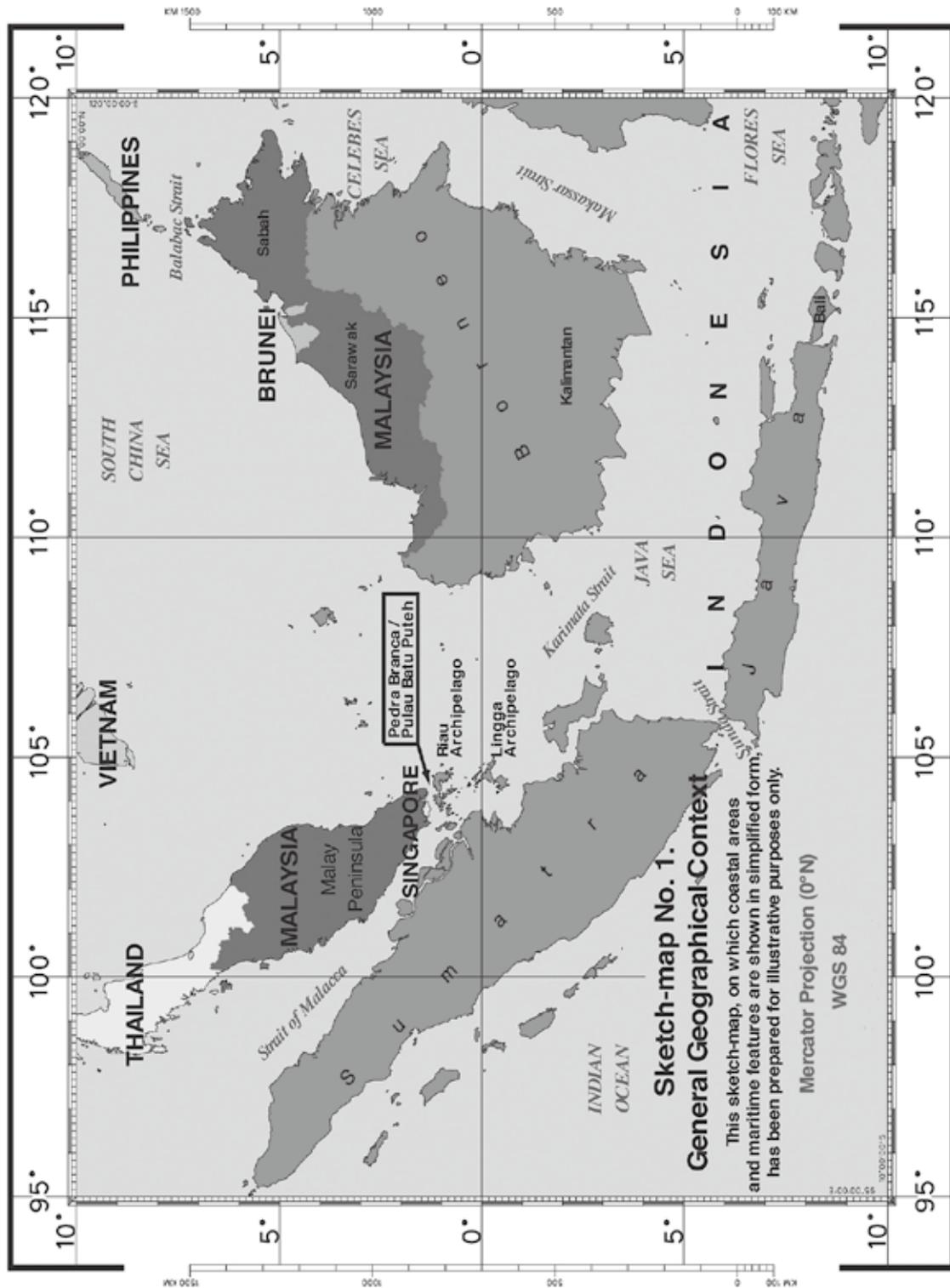
出典 : *Case concerning Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia)*, Judgment, I. C. J. Reports 2002, p. 636.

g. カリブ海における海洋画定事件（2007年）

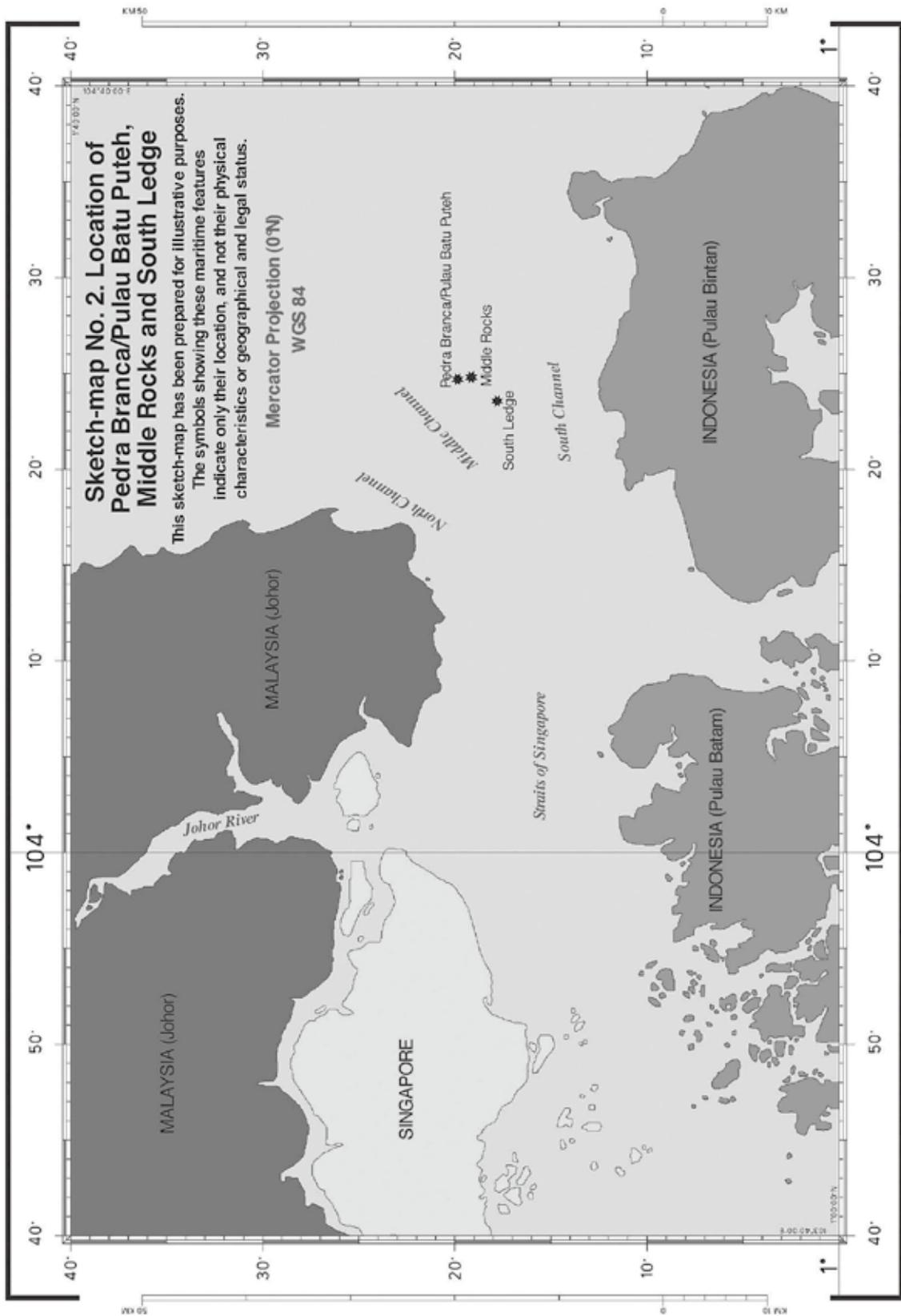


出典：Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (*Nicaragua v. Honduras*), Judgment, I.C.J. Reports 2007, p. 686.

h. ペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテー、中岩、南岩棚に対する主権事件（2008年）



出典： *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment, I. C. J. Reports 2008, p. 23.*



出典： *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment, I. C. J. Reports 2008, p. 24.*